

北栄町建設工事入札参加資格審査申請手続等説明書 (令和9・10年度)

令和9年度及び令和10年度に北栄町が発注する建設工事の入札参加資格の審査申請手続等については、下記に従って申請書を作成し、提出してください。

1 申請方法

鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下、「TCAS」という。）により申請する方法と従前どおり紙申請する方法があり、申請方法により申請手順が異なります。

申請方法ごとに申請手順を記載していますので、手順どおりに作成し、申請してください。

●TCASにより申請する場合

ア 受付期間等

受付期間			認定期間
第1期	第1回	R 8.10. 1～R 9. 1.31	R 9. 4. 1～R11. 3.31
	第2回	R 9. 4. 1～R 9. 4.30	R 9. 7. 1～R11. 3.31
	第3回	R 9. 7. 1～R 9. 7.31	R 9.10. 1～R11. 3.31
第2期	第4回	R 9.10. 1～R10. 1.31	R10. 4. 1～R11. 3.31
	第5回	R10. 4. 1～R10. 4.30	R10. 7. 1～R11. 3.31
	第6回	R10. 7. 1～R10. 7.31	R10.10. 1～R11. 3.31

・TCASにより申請する場合は、TCASの「申請」ボタンを押下できる期間は上記期間です。（各受付期間の最終日は午後5時で締切）

※TCAS対応団体（17団体）：鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町

・申請書類の訂正、修正、不備等による追加・再提出は、受付期間最終日の翌月末までとし、それまでに申請書類が整わない場合は受付を取り消す場合がありますのでご注意ください。

イ 申請手続

(1) 申請書様式等入手方法

北栄町ホームページ又はTCASからダウンロードすること。

（北栄町 HP）<https://www.e-hokuei.net/soshiki/3/8449.html>

（TCAS）https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref_（とりネットHP「TCAS」で検索）

※どちらのリンクからも様式がダウンロードできます。

※前回認定時から様式変更があるため、必ず今回の様式をダウンロードの上、作成すること。

(2) 提出方法

申請先	申請方法	提出先等
北栄町のみ	TCAS	TCASに必要事項を入力し、添付資料をTCASに貼り付けて申請
北栄町及び 鳥取県、 鳥取県内他 自治体	TCAS	TCASに必要事項を入力し、添付資料をTCASに貼り付けて申請

受付期間内に提出すること。

●紙申請により申請する場合

ア 受付期間等

令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

※受付期間は上記のとおりですが、受付期間終了後も随時受付します。

イ 認定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（令和9年3月31日審査終了分）

※令和9年4月1日以降に審査終了したものについては、審査終了日から有効

ウ 申請の方法等【※A4フラットファイル等に綴り、事業所名がわかるように】

○郵送申請の場合（提出部数：1部）

送付先 〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町大栄農村環境改善センター 庶務業務事務センター

（受領印の押印が必要な場合）

申請者の宛先を記載した以下のいずれかを同封すること。

- ・受付確認用はがき
- ・様式第1号の写し及び切手を貼った返信用封筒

○持参の場合

提出先は、送付先と同じ

北栄町大栄農村環境改善センター（北栄町役場西隣）1階 庶務業務事務センター

（3）その他

○返信用はがき等を同封した場合で、郵送後、2週間を経過しても返信がない場合は、北栄町役場 庶務業務事務センター（0858-37-3111）までご連絡をお願いします。

○申請内容について問い合わせをする場合があるので、入札参加資格の有効期間中、申請書類一式の写し及び電子データの保管をお願いします。

○DX推進のため、できるだけTCASで申請してください。

○鳥取県のホームページからダウンロードした様式を紙申請により申請する場合は、「鳥取県」及び「鳥取県知事」をそれぞれ「北栄町」及び「北栄町長」と修正した上で、ご使用ください。

エ 提出書類

入札参加資格申請書の書類は、鳥取県の統一様式（一部相違あり）としていますので、以下の様式を北栄町ホームページからダウンロードし、ご使用ください。

また、次に示す書類を不足なく提出し、また不要な書類を添付することがないように注意すること。

※TCASで申請する場合は「提出書類一覧表」は提出不要です。

【TCASで電子申請の場合】（TCASに添付する書類）

- (1) 工事経歴書(様式第3号)※
- (2) 納税証明書（国税）(写でも可)
- (2) 納税証明書（県税）(写でも可)
- (2) 納税証明書（町税）(写でも可)
- (3) 労働保険料納付証明書（写でも可）
- (4) 建設業許可通知書の写し又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者詳細情報画面の写し
- (5) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (6) 商業登記簿の謄本または登記事項証明書（写でも可）※
- (7) 委任状※
- (8) 県内営業所一覧
- (9) 印鑑証明書
- (10) 使用印鑑届

※印のついている書類は省略可能なものもあるので注意すること。（4 記入方法を参照）

【持参又は郵送の場合】

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 入札参加資格希望票（様式第2号）
- (3) 工事経歴書(様式第3号)※
- (4) 納税証明書（国税）(写でも可)
- (4) 納税証明書（県税）(写でも可)
- (4) 納税証明書（町税）(写でも可) ※
- (5) 労働保険料納付証明書（写でも可）
- (6) 建設業許可通知書の写し又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者詳細情報画面の写し
- (7) 町税に係る承諾書及び誓約書※
- (8) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (9) 商業登記簿の謄本または登記事項証明書（写でも可）※
- (10) 委任状※
- (11) 県内営業所一覧
- (12) 使用印鑑届
- (13) 受付用ハガキ又は申請書の副本※

※印のついている書類は省略可能なものもあるので注意すること。（4 記入方法を参照）

入札参加資格審査申請書類提出書類一覧

北栄町建設工事入札参加資格審査申請書 提出書類一覧

種 類		TCAS	紙
		確認欄	確認欄
1	建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)		
2	入札参加資格希望票(様式第2号)		
3	工事経歴書(様式第3号) ※直前経審では工事実績がなく、直前審査基準日から入札参加資格申請日までに実績ができた場合、若しくは建築解体、交通安全施設、港湾、鋼橋、アスファルト、舗装一般、区画線工、畳工を申請する場合のみ提出すること		
4	納税証明書(国税)(写し、電子納税証明書(PDF)可) ※xml形式不可 ※申請日前3か月以内に発行されたものとする。		様式その3-3(法人) 様式その3-2(個人)
5	納税証明書(県税)(写し可) ※全税目について未納がないことの証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたものとする。		
6	納税証明書(町税)(写し可) ※町内に本店、営業所等を登録する場合のみ提出すること ※町税に係る承諾書及び誓約書を提出する場合は添付不要。	紙申請の場合 いずれか一方を提出	
	町税に係る承諾書及び誓約書(原本) ※納税証明書(町税)を提出する場合は添付不要。		
7	労働保険料納付証明書(写し可) ※労働保険料について未納がないことの証明書 ※県内に本店、営業所等がある場合のみ提出すること ※入札参加資格申請を行う月または前月に鳥取労働局で発行されたものとする		
8	建設業許可通知書(写し) ※許可通知書が複数ある場合は、すべての写しを提出すること。		
9	経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書(写し) ※審査基準日が令和7年10月1日から令和8年9月30日(合併等の場合は、令和8年12月31日)までまたは令和8年10月1日から令和9年9月30日(合併等の場合は、令和9年12月31日)の審査基準日であること。		
10	商業登記簿の謄本又は登記事項証明書の写し(県外事業者のみ) ※現在事項証明書又は履歴事項証明書のいずれかを提出すること。 ※申請日前3か月以内に発行されたものとする。		
11	委任状(原本) ※様式第5号を提出する場合で、営業所に入札の参加等の権限を委任する場合。		
12	営業所一覧 ※営業所に入札権限を委任する場合、又は委任の有無に関わらず県内に営業所のある場合は提出すること。		
13	県内営業所一覧 ※納税義務の確認のため入札権限の有無に関わらず県内に営業所がある場合は提出すること		
14	使用印鑑届(原本)		

4 記入方法

各様式への記入に当たっては、5の申請に係る注意事項に留意し、次により明瞭に記載すること。

- (1)建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号) ※TCASで申請の場合はシステムへ入力
- ア 「受付番号」は記入しないこと。
- イ 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

ウ 「生産指標」欄は、「直前」「直前の前年」「直前の前々年」の営業年度における財務諸表の「売上高（「完成工事高」「兼業事業売上高」）」「販売費及び一般管理費」及び「売上原価（「完成工事原価」「兼業事業売上原価」）」を転記すること。営業年度を経過していない場合は、「－」とすること。

※生産指標の記載方法については、＜生産指標の記載の方法＞を参照すること。

エ 「特殊工事の申請の有無」欄について、「有・無」のいずれかを選択もしくは記入すること。「有」を選択もしくは記入した場合、特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）、希望工種ごとの要件に該当する様式及び添付書類を提出すること。

(2)入札参加資格希望票（様式第2号）※T C A Sで申請の場合はシステム入力

ア 希望工種は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分－小区分から構成されている。

イ 入札参加資格の認定は、希望工種（各大区分中の最小区分（網掛け部分））ごとに行う。
（例 土木一式工事－プレストレスト・コンクリート、とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工、塗装工事－区画線工、水道施設工事 等）

ウ 「希望欄」については、入札参加を希望する工種のうち、「経審申請」「工事施工実績」「特殊工事申請書類」のすべての欄（斜線の入っている欄を除く。）に○印が記載されている場合のみ、○印を記載し入札参加資格を希望することができる。

エ 「経審申請」欄については、希望工種ごとの大区分に係る建設業許可を受け、かつ、経営規模等評価を申請している場合に○印を記載する。

オ 「工事施工実績」欄については、「完成工事高」の「直前期」の欄に金額が記載されていること、あるいは様式第3号により工事経歴が確認できる場合に○印を記載すること。

カ 「特殊工事申請書類」欄については、特殊工事申請書類をあわせて提出する場合に○印を記載すること。特殊工事を申請する場合、特殊工事申請書類の作成が必要です。（作成方法は15ページ以降を参照すること。）

キ 「完成工事高」の欄について、審査基準日前1年間から前々年度までを、経営事項審査を受審したすべての工種ごとに完成工事高の額を記載すること。

ク 「完成工事高」の「平均」については、キの工種別の完成工事高の合計を3で割った額を記載すること。その際に、千円未満は切捨てとする。

（注）希望欄の有無によらず、1・2枚目とも提出をすること。

【工事施工実績について】

○工事实績の確認は、直前審査基準日前1年間※又は審査基準日から申請日（申請締め切りは上記1のとおり）までに希望工種ごとに工事实績があるかどうかを確認する。

《具体的な注意事項》

※入札参加が認められる工事实績対象年数

プレストレスト・コンクリート	5年間
鋼構造物工事（鋼橋）	5年間
土木一式工事（港湾）	2年間
それ以外工種	1年間

○土木一式工事で契約した工事の中にとび等一般の工事内容が含まれるからといって、当該実績をもって、とび等一般を申請することはできません。

ただし、土木一式工事で契約した工事の中にプレストレスト・コンクリート工事（橋梁上部工）が相当程度含まれている場合は実績として認めますので、ご相談ください。

○「建築解体」は、原則として1棟で3階建て以上または1棟の延べ床面積が300㎡超の建築物の解体をいう。

ひとつの契約で建築物の新築工事と解体工事が含まれ、前述の要件を満たす場合、建築解体の実績として認める。この場合にあっては、完工高を建築一般に計上したうえで、建築解体の希望欄に○印をすること。（建築解体の完工高はゼロとなる。）

○「交通安全施設」の実績として認められるのは、不特定多数の一般車両等が通行する公道又は私道で、ガードレール（パイプ）、交通標識、カーブミラー、交通情報板等の設置を行うものです。従って、宅地等の敷地上に設置する上記施設は「交通安全施設」の実績として認められません。

(3) 工事経歴書（様式第3号）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 次のいずれかに該当する場合に提出すること。

（ア）直前経審で工事実績がなく、審査基準日以降、入札参加資格申請時までに工事実績ができた場合

（イ）建築一式工事（解体）、交通安全施設、港湾、鋼橋、アスファルト、舗装一般、区画線工及び畳工を申請する場合

イ この表は、申請する希望工種ごとに記載し、4種類以上申請する場合は別葉として記載すること。

ウ 希望工種に係る工事の代表的なもの（3件を限度とする。）を記載すること。

エ 記載した工事について、当該工事の内容が確認できるものとして当該工事の請負契約書及び仕様書等の写し又は工事カルテ等の写しを添付すること。

（工事実績の工種の内容が分かるものであればOKです。）

オ 「請負代金の額」欄については、消費税抜きの額を記入すること。

(4) 納税証明書（いずれも写し、電子納税証明書（PDF）可）※TCASで申請する場合はシステムへ添付

※xml形式不可

※※いずれも申請日前3カ月以内に発行されたもの

ア 町内業者及び県外業者で町内に事務所又は事業所を有する者

【法人の場合】

- ・法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）
- ・鳥取県税（地方消費税を除く）については、県内の県税事務所で発行されたものであること。
- ・町税については、同意書または納税証明書のいずれかを提出すること。（TCASで申請する場合は、町が納税状況を確認するため添付不要）

【個人の場合】

- ・ 所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）
- ・ 鳥取県税(地方消費税を除く)については、県内の県税事務所で発行されたものであること。
- ・ 町税については、同意書または納税証明書のいずれかを提出すること。（TCASで申請する場合は、町が納税状況を確認するため添付不要）

イ 県内業者及び県外業者で県内に事務所又は事業所を有する者

【法人の場合】

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）
- ・ 鳥取県税(地方消費税を除く)については、県内の県税事務所で発行されたものであること。

【個人の場合】

- ・ 所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）
- ・ 鳥取県税(地方消費税を除く)については、県内の県税事務所で発行されたものであること。

ウ 県外業者で県内に事務所又は事業所がない者

【法人の場合】

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）

【個人の場合】

- ・ 所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）

※広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則 e-Tax（WEB 版）を使用したオンライン請求（下記①又は②の方法）としているため、手続方法について下記リンクを確認してください。

①電子証明書と e-Tax の I D を使用することで P D F 形式の電子納税証明書を取得

②電子証明書を使用せず e-Tax の I D を使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得

（国税庁 HP）<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(5) 労働保険料納付証明書（鳥取労働局）※TCASで申請の場合はシステムへ添付

ア 原本を提出すること。（入札参加資格申請を行う月又は前月に交付されたものに限る。）

イ 様式は鳥取労働局発行のものとする。（発行手数料なし）

ウ 県内業者及び県外業者で県内に事務所又は事業所を有する者

【県内業者の証明依頼先】

鳥取労働局 労働保険徴収室 適用係

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

《連絡先》電話：0857-29-1702 ファクシミリ：0857-22-3663

（注）納付すべき保険料額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない。）ので注意すること。

- (6) 建設業許可通知書の写し又は建設業者・宅建業者企業情報検索システム
(<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>) 画面の写し ※T C A Sで申請の場合はシステムへ添付
許可通知書が複数ある場合は、すべての写しを提出すること。
(注) 廃業している建設業の種類がある場合は、該当箇所に二重取消線を引くこと。
- (7) 町税に係る承諾書及び誓約書 ※紙申請の場合で、かつ納税証明書（町税）を添付するときは不要
ア 「町税の納税義務がある者」または「町税の納税義務が無い者」のいずれかにチェック
をいれること。
イ 日付は申請書提出の日付を記入すること。
(注) 申請時点で未納税額がなくても、確認日時点で未納税額（納期限未到来のものは除
く。）があった場合は、入札参加資格が認定されないの、十分に注意してください。
- (8) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し※T C A Sで申請の場合はシステムへ添付
ア 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書が未達の場合は、申請書の写しを添付
すること
イ 対象審査基準日は以下のとおりとする。
第1期受付：令和7年10月1日から令和8年9月30日
（合併等の場合は、令和8年12月31日）まで
第2期受付：令和8年10月1日から令和9年9月30日
（合併等の場合は、令和9年12月31日）まで
- (9) 商業登記簿の謄本または登記事項証明書（県外の事業者のみ）
※T C A Sで申請の場合はシステムへ添付
ア 現在事項証明書、履歴事項証明書のどちらでもよい。
イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。（写しでも可とする。）
- (10) 委任状 ※T C A Sで申請の場合はシステムへ添付
ア 様式第6号によりその他の営業所を登録している場合にのみ提出すること。
イ 様式は自由とするが、入札参加等の権限が年間を通じて委任されていること。
- (11) 県内営業所一覧
ア 納税義務の確認のため入札権限の有無に関わらず県内に営業所がある場合は提出するこ
と。
- (12) 印鑑証明書 ※T C A Sで申請の場合はシステムへ添付。紙申請の場合は不要。
ア 使用印鑑届で押印した実印を証するもの。
イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。
- (13) 使用印鑑届
ア 見積、入札、契約等の手続きに実印以外の印を使用する場合は提出すること。（任意様式）

3 お問い合わせ先

●受付システム（TCAS）に関すること

鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室

〈住 所〉〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地（鳥取県庁本庁舎 5 階）

〈電 話〉0857-26-7347、7454

〈ファクシミリ〉0857-26-8190

〈メー ル〉kendosoumu@pref.tottori.lg.jp

●入札参加資格審査申請に関すること

北栄町役場 庶務業務事務センター

〈住 所〉〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

〈電 話〉0858-37-3111